

(事 務 連 絡)
業 庫 第 4 3 号
2 0 2 0 年 6 月 1 2 日

代 理 店 引 受 金 融 機 関 本 部
代 理 店
歳 入 (復) 代 理 店 金 融 機 関 本 部 御 中
歳 入 (復) 代 理 店

日 本 銀 行 業 務 局

労働保険料の納付期限等の変更について

代理店等関係事務につきましては、平素格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険料につき、①「全期・第1期」の納付期限を令和2年7月10日(金)から同年8月31日(月)へ延長すること、②「全期・第1期」の口座振替納付日を令和2年9月7日(月)から同年10月13日(火)へ延長すること、につき連絡がありましたのでお知らせします。

なお、現時点では、第2期以降の納付期限・口座振替納付日に変更はないとの連絡を受けていますので、念のため申し添えます。

以 上

【本件にかかる照会先】

日本銀行業務局総務課 国庫業務企画グループ
<TEL> 03-3279-1111 (代表) 川口 (内線 6104)